

保育士資格取得に関する特例制度に係る講座について

I 認定こども園法改正に伴う保育士資格取得特例について

平成 24 年 8 月の認定こども園法改正により、「学校および児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後 5 年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

このため、平成 24 年度に保育士養成課程等検討会における議論を踏まえ、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者（以下「特例対象者」といいます。）を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進されるよう、特例講座を開設します。

II 受講資格

幼稚園教諭免許状を有していること。

※ なお、本学での単位を取得した場合でも、次の施設において「3 年以上かつ 4320 時間以上」の実務経験を有していなければ、保育士資格の取得はできません。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| 1 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む） | 2 認定こども園 |
| 3 保育所 | 4 公立の認可外保育施設 |
| 5 へき地保育所 | 6 幼稚園併設型認可外保育施設 |
| 7 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設 | |
- ただし、7 は次の施設を除く。

- ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌日 7 時までの全部又は一部の利用による施設

※ 実務経験は複数施設における合算でも可能です。

III 開講科目

- 1 こども家庭福祉（講義 2 単位）
- 2 こども家庭支援論（講義 2 単位）
- 3 こどもの食と栄養（講義 2 単位）
- 4 乳児保育（演習 2 単位）

Ⅳ 開講期間

本特例制度に基づく科目の開講は夏期休暇中の令和元年 8 月 2 日（金）～令和元年 8 月末の期間に集中講義の形態をとります。開講計画は以下の通りです。

曜日	科目名
月曜日	こどもの食と栄養
火曜日	乳児保育
水曜日	こども家庭福祉
木曜日	こども家庭支援論
金曜日	乳児保育
土曜日	予備日（祝日振替等）

限目	時間
1 限目	9:00～10:30
2 限目	10:40～12:10
昼休み	12:10～12:50
3 限目	12:50～14:20
4 限目	14:30～16:00

※ 各科目 1～4 限までの実施を 3 週実施し、4 週目は 1～3 限まで実施する。

※ 上記、曜日ごとの開講科目は適宜変更されますので、講座開始後、各自注意しておいてください。

Ⅴ 開講条件

各科目 5 名に満たない場合は開講しませんので、予めご了承ください。

※ 5 月 27 日の受講希望者数をもって開講するか否かの最終決定をいたします。

◇出願を希望される方は、平成 31 年 4 月 22 日（月）～令和元年 5 月 27 日（月）までに、まずは受講登録希望メールを送信下さい。詳細は以下の通りです。

【宛先】yk@bm.mizobe.ac.jp

【メールタイトル】「保育士資格取得特例講座受講希望」

【メール本文】以下を記載してください。

- 1) 氏名 2) 氏名のふりがな 3) 年齢 4) 性別 5) 郵便番号
6) 住所 7) TEL 8) E-mail 9) 受講予定科目 ①～④の中から選択

※ 受講予定科目は下記の中から選択してください

① こども家庭福祉 ② こども家庭支援論 ③こどもの食と栄養 ④ 乳児保育

※ 尚個人情報等につきましては守秘義務を遵守し当該講座受講目的以外には使用いたしません。

Ⅵ 出願手続

受講登録希望者数が 5 名を超え、開講が決定しましたら、本学より科目等履修願登録いただいた住所に、書類を送付致します。書類が届いて、2 週間以内に次の書類を教務課に提出しなければなりません。

- 1) 科目等履修願（本学所定の様式）
- 2) 履歴書（別添証明写真 2 枚）
- 3) 幼稚園教諭免許状の写し

Ⅶ 証明書の送付

原則として、全ての授業を出席した方に、認定試験を実施します。認定試験において合格基準に達した方には、当該講座の「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」を講座終了後 1 カ月以内に送付します。

Ⅷ 選考方法

科目等履修生の選考については、書類及び面接で行います。なお、面接日は令和元年 7 月 1 日（月）を予定しております。確定次第、改めてお知らせいたします。

Ⅸ 諸費用

本講座に係る費用は、本学の科目等履修生規程に準ずるものとします。

種 目		料 金
選考料		¥5,000
登録料		¥30,000
受講料 (1単位あたり)	講義科目	¥10,000
	演習科目	¥15,000

本講座で開講される全科目（4 科目 8 単位）を受講された場合、合計で¥125,000となります。なお、本学卒業生の場合登録料（¥30,000）は免除となります。

X その他注意事項

- 1 本講座を受講し単位の取得ができた場合においても、「受講資格」に記載の実務経験を有していなければ、保育士資格の取得はできません。

実務経験については、勤務先、または勤務地の教育委員会・保育主管部局へご確認ください。

- 2 本講座の全てを受講し、単位の取得がなされ、かつ実務経験を有している方は、保育士試験の受験科目免除により、保育士資格の取得が可能となります。資格取得までの流れについては、最後に記載しております、厚生労働省 HP の「3. 保育士養成施設における学び」をご参照ください。

- 3 本特例措置は改正こども園法施行後 5 年間のみ有効であるため、その期間内に所定の単位数を取得できない場合は、本特例措置を適用して資格を取得することはできません。計画的に学習を進めてください。

※ 詳しい内容は厚生労働省の HP をご参照ください。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html)